

新宿区教育委員会会議録

令和6年第6回定例会

令和6年6月3日

新宿区教育委員会

令和6年第6回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和6年6月3日(月)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時54分

場 所 新宿区役所6階 第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	針 谷 弘 志	教育長職務代理者	年 綱 和 代
委 員	古 笛 恵 子	委 員	星 野 洋
委 員	鴨 川 明 子	委 員	的 場 美規子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	遠 山 竜 多	教 育 調 整 課 長	齊 藤 正 之
教 育 指 導 課 長	坂 元 竜 二	中 央 図 書 館 長	山 本 秀 樹
学 校 運 営 課 長	内 野 桂 子	教 育 支 援 課 長	関 本 ますみ
統 括 指 導 主 事	池 田 知	統 括 指 導 主 事	北 中 啓 勝
統 括 指 導 主 事	辻 慎 二		

書記

教 育 調 整 課 主 査	古 市 将 貴	教 育 調 整 課 係 長	大 原 颯 人
---------------	---------	---------------	---------

議事日程

議 案

- 日程第 1 第 2 1 号議案 新宿区奨学資金貸付条例の一部改正について
- 日程第 2 第 2 2 号議案 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第 3 第 2 3 号議案 令和 6 年度新宿区一般会計補正予算（第 4 号）（案）に関する意見について
- 日程第 4 第 2 4 号議案 令和 6 年度新宿区一般会計補正予算（第 5 号）（案）に関する意見について
- 日程第 5 第 2 5 号議案 調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について
- 日程第 6 第 2 6 号議案 教育財産の用途廃止について
- 日程第 7 第 2 7 号議案 令和 6 年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

報 告

- 1 令和 5 年度 新宿区学力定着度調査結果分析概要と改善策について（教育指導課長）
- 2 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和6年新宿区教育委員会第6回定例会を開会します。

本日の会議には、全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、古笛委員にお願いいたします。

○古笛委員 承知いたしました。

◎ 第21号議案 新宿区奨学資金貸付条例の一部改正について

◎ 第22号議案 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

◎ 第23号議案 令和6年度新宿区一般会計補正予算（第4号）（案）に関する意見について

◎ 第24号議案 令和6年度新宿区一般会計補正予算（第5号）（案）に関する意見について

◎ 第25号議案 調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について

◎ 第26号議案 教育財産の用途廃止について

◎ 第27号議案 令和6年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第21号議案 新宿区奨学資金貸付条例の一部改正について」、「日程第2 第22号議案 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第3 第23号議案 令和6年度新宿区一般会計補正予算（第4号）（案）に関する意見について」、「日程第4 第24号議案 令和6年度新宿区一般会計補正予算（第5号）（案）に関する意見について」、「日程第5 第25号議案 調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について」、「日程第6 第26号議案 教育財産の用途廃止について」、「日程第7 第27号議案 令和6年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について」を議題とします。

本日の進行につきましては、まず、日程第1 第21号議案及び日程第2 第22号議案について一括して説明を受け、審議を行います。

次に、日程第3 第23号議案及び日程第4 第24号議案について一括して説明を受け、審議を行います。

次に、日程第5 第25号議案について説明を受け、審議を行います。その後、日程第6 第26号議案について説明を受け、審議を行います。

最後に、日程第7 第27号議案について説明を受け、審議を行います。

ここで皆様にお諮りいたします。

第23号議案から第25号議案までは、令和6年第2回区議会定例会で審議を予定している案件で、議案として議会に提案する前である本日の教育委員会においては、公開による審議の場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、非公開による審議としたいと思います。

第23号議案から第25号議案を非公開により審議することに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 御異議ございませんでしたので、第23号議案から第25号議案までは、非公開により審議するものといたします。

なお、この後の説明及び答弁については、着座にてお願いいたします。

それでは、初めに第21号議案及び第22号議案の説明を、教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第21号議案 新宿区奨学資金貸付条例の一部改正について」御説明いたします。

お手元の議案概要並びに新旧対照表を併せて御覧ください。

本議案は、奨学資金貸付制度の見直しに伴い、所要の改正を行うものでございます。

このたびの主な改正内容といたしましては、大別して2つございます。第1に奨学資金の金額及び貸付期間について定めております第7条におきまして、国や東京都の奨学金制度拡充により、都内高等学校等の授業料が実質無償化されること及び入学準備に係る経費が増加している現状を踏まえ、入学準備金の貸付金額を増額し、入学後の授業料等の貸付について廃止をするものでございます。

第2に、返還方法の変更、または免除について定めております第12条におきまして、より利用しやすい制度とするため、就業、居住等の状況に係る要件を満たした場合、貸付金の返還を免除するという返還免除規定を新たに追加するものでございます。

また、条例全体を通しまして、本改正による制度改正に伴う規定の整備及び文言の整理を

行ってございます。

施行期日は、令和6年11月5日となります。

また、経過措置といたしまして、改正後の条例の規定については、令和7年4月1日以後に高等学校等に入学する者について適用し、同日前に高等学校等に入学した者については、なお従前の例によることを規定してございます。

それでは、恐れ入ります、議案文にお戻りいただきまして、第21号議案の提案理由です。

奨学資金貸付制度の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

それでは、続きまして「第22号議案 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

本議案は、先ほどの第21号議案で御説明いたしました新宿区奨学資金貸付条例の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、具体例につきましては、新旧対照表で御説明申し上げます。

今回、主な改正内容といたしましては、返還方法の変更及び返還の免除につきまして、こちら改正後では第9条で規定してございますが、条例で定めた就業、居住等の状況に係る要件を具体的に規定するものでございます。

要件といたしましては、就業要件、居住要件のいずれかを満たし、かつ高等学校等、正規の就業年限で卒業していること、返還期限が到来した奨学資金がある場合は、それを返還していることとしております。

初めに、就業要件について御説明いたします。

こちらは、大きく分けまして3つございます。1つ目は、新旧対照表の3ページを御覧いただきたいと思います。

第9条の2項、アの（ア）から、4ページの（ウ）に規定してございます教員免許を取得して、東京都の教員や特別区立幼稚園等の教育職員、新宿区内の私立幼稚園の教育職員等として通算して3年以上従事した場合です。

2つ目は、新旧対照表4ページのイに規定してございますが、こちら10ページにございます別表第1、こちらに掲げる資格、免許等を取得して、新宿区内の事業所等でその資格を要する業務に通算して3年以上従事した場合です。

そして、3つ目となります。こちら4ページのウに規定してございまして、11ページの

別表第2に掲げる介護や障害等に関する事業を行う新宿区内の事業所等で通算して5年以上従事した場合、この3つのいずれかに該当することとしております。

次に、居住要件といたしましては、同じく新旧対照表4ページのエに規定しています奨学生本人が高等学校等または大学等の卒業後、通算して3年以上の期間、新宿区に在住し、2年以上、特別区民税の納付実績があることとしてございます。

このほか、規則全体を通しまして、申請・交付手続に使用する様式等を定めることにより、手続の流れを明確にしているものでございます。また、その他、文言の整理も行っております。

次に、8ページの附則についてです。

施行期日は、令和6年11月5日としてございます。

また、条例と同様に経過措置といたしまして、改正後の規則の規定は令和7年4月1日以後に高等学校等に入学する者について適用し、同日前に高等学校等に入学した者については、なお従前の例によることを規定してございます。

なお、本議案には特記事項が付されておまして、第21号議案、こちらが区議会において原案のとおり可決されたときに成立するものとなってございます。

それでは、恐れ入ります。議案文にお戻りいただきまして、第22号議案の提案理由です。

新宿区奨学資金貸付条例の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。第21号議案及び第22号議案につきましては、関連した議案でございますので、併せて御意見、御質問をいただきたいと思います。両議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 それでは、特に御意見、御質問などないようでございますので、討論及び質疑を終了いたします。

それでは、初めに第21号議案につきまして、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第21号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第22号議案につきまして、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第22号議案は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、恐れ入りますが、傍聴人の方は議場より御退席をお願いいたします。

〔傍聴人退席〕

○教育長 次に、第26号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第26号議案 教育財産の用途廃止について」御説明申し上げます。

まず、議案を1枚おめくりいただきまして、今回、用途廃止をいたします教育財産について御説明いたします。

1、開発行為に伴う後退部分の区域編入でございますが、（１）の物件の表示は、名称が新宿区立四谷小学校、種類については、土地でございます。（２）の土地の表示ですが、所在、地目、地積については、記載のとおりとなっております。

2の用途廃止年月日につきましては、令和6年7月1日で、区長への引継ぎ年月日も同日となります。

4の用途廃止理由でございます。こちらの四谷小学校の増築校舎を建設するに当たっては、隣接する新菱冷熱工業株式会社との土地交換を行い、一体での開発計画として進めているところですが、この開発計画の中で学校敷地の接道する箇所について6メートル幅の道路を整備する必要があるものでございます。

1枚おめくりいただきますと、地図上で該当する箇所を黄色のマーカーでお示しをし、さらにもう一枚おめくりいただきますと、平面図で詳細な内容を記させていただいております。こちら、ちょうど敷地の南側になりますが、接道している区道につきまして、幅員6メートルの確保のために今回、教育財産の用途変更廃止をし、区域の編入を行うものというものでございます。

それでは、恐れ入ります。議案文にお戻りいただきまして、第26号議案の提案理由でございます。

開発行為に基づき整備した道路後退部分につきまして、区道として財産を整理する必要があるためでございます。

本議案についての説明は、以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。第26号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了します。

第26号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第26号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第27号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第27号議案 令和6年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について」御説明いたします。

こちら、議案文1枚おめくりいただきまして、実施方針についてという資料を御覧ください。

こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を毎年度実施をしているものでございます。

まず、1の実施目的ですが、2点ございます。まず、1点目は、この点検及び評価を通して課題や今後の改善の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図ること。2点目は、結果に関する報告書を作成し、議会に報告するとともに、公表することにより区民への説明責任を果たし、信頼される教育行政の推進を図るものでございます。

2の点検評価の対象につきましては、教育ビジョンに掲げる全ての個別事業、全77事業とが対象となります。

次に、3の実施方法です。まず、（1）は令和5年度、つまり前年度の個別事業の進捗状況を総括するとともに、今回につきましては、令和3年度から令和5年度までの3年間を通じた個別事業についても総括を行うものです。

これは、今回令和6年度に見直しを行ったということがございますので、それまでの間のものにつきまして、節目としてその3年間をまとめて点検評価を行うといったもの、この点が昨年度とは異なっている点となります。

次に（2）は学識経験者の意見を聴取した上に実施するもの、（3）については、例年どおりでございますが、10月の教育委員会定例会において報告書を決定していただいた上で、翌年度の事業の実施方針及び予算見積りに反映するものでございます。また、報告書につきましては、教育委員会で決定した後に区議会へ提出し、区民にも公表してまいります。

なお、これらの根拠法令等につきましては、記載のとおりとなっております。

それでは、1枚目にお戻りいただきまして、第27号議案の提案理由でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行うに当たって、実施方針を定める必要があるためでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。第27号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

私から質問させていただきます。今回3年間ということで、令和3年度、4年度、5年度というと、新型コロナウイルス感染症が3年度は強く影響した結果、なかなか活動ができず、4年度は新型コロナウイルス感染症の影響がありながらも、いろんな対策をして活動しました。5年度には、5月8日に5類感染症に変更となり、学校生活は大きく変わったと思うため、うまく評価に結びつけていただきたいと考えていますが、いかがでしょうか。

○教育調整課長 教育長からありましたように、確かに令和3年度は、前年度から続く新型コロナウイルス感染症への対応ということで、学校生活は大きな制約があり、学校行事、特に宿泊行事について実施が困難でした。

また、これは行事だけではなく、日々の授業などにおきましても、新型コロナウイルス感染症によって1人1台タブレットの配備が急速に進みましたが、それを使いこなしていく過渡期にありました。。

また、日々学級閉鎖や、お休みになったお子さんにICT機器を、タブレットなどを活用した支援というのをどのように実施していくのかということについて、議論しながら取組を進めてきたところです。

令和4年度につきましては、できるものは極力やっていこうと、元に戻していきたいと言いつつも、一定の新型コロナウイルス感染症による対応、特に宿泊行事前の検査などについては、実施するに当たって安全対策をしっかりと行う、感染防止対策を徹底する取組を行いながら、様々な学校での教育活動を行ってきたところでございます。

令和5年度は、5月以降、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したため、コロナ禍前に戻していくための取組を進めてきましたが、一方で新型コロナウイルス感染症が蔓延していた期間で学校行事が普通どおり継承されてこなかったということもあり、一体どこまでやれば元どおりなのか悩んだことが、正直ございました。まさにコロナで始まりコロナで終わるような3年間でしたので、この間の取組の点検評価に関しましては、それ

を抜きには語れないとの認識を持っています。

したがって、それをしっかりと評価できるように、学識経験者からの御意見を頂戴したいと思っております。また、点検内容についても整理をしていきたいと考えているところでございます。

○教育長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○教育長 ほかに御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了します。

第27号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第27号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

◆ 報告 1 令和5年度 新宿区学力定着度調査結果分析概要と改善策について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

報告1について説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○教育指導課長 それでは、報告1、令和5年度 新宿区学力定着度調査結果分析概要と改善策について、御報告いたします。

お手元A3横判のカラー刷りの資料を御覧ください。

調査対象は、小学校は2年生から6年生の国語、算数、中学校は1年生から3年生、国語、数学、社会、理科、英語の5教科となっております。

資料左上、分析項目の説明については、記載のとおりでございます。

初めに、小学校の結果について御説明いたします。

全体表1を御覧ください。こちらは、教科総合偏差値でございます。表を見ていただくと、全ての学年で教科総合偏差値は50を上回っています。

次に、お隣、全体表2を御覧ください。国語、算数、各学年の数値があります。上段は、本区の正答率です。括弧内は全国の正答率です。国語、算数ともに全学年、全国平均を上回っています。その下の目標値は、業者が設定したのですが、難易度が高い問題ほど、目標

値の設定が低くなっております。

その下にある小・中学校共通の改善策は、最後に御説明をいたします。

次に、教科別の状況です。国語の結果を御覧ください。

真ん中のデータにある白抜きの観点別を御覧ください。こちらの表を見ていただくと、観点別正答率においては、全学年で全国の数値を上回っています。

そのすぐ下の表、問題の傾向を基礎・応用と分けた際にも、全ての学年で全国の数値を上回っている状況でございます。

右のほうに行っていただいて、特筆すべき単元及び問題について分析した結果、こちら3年生の問題で、文中の主語を選択する問題について、全国の数値を4.5ポイント下回っております。学校では、日頃から述語に当たる言葉と、「何々は」「何々が」「何々も」などがついている言葉に着目し、それらの意味がつながるかを確認するよう指導しております。

ほかにも、主語、述語、修飾語などを正しく理解し、文中にない主語についても、前後の文から読み取れるような指導を継続していく必要があると捉えております。

一番右端の今後に向けてを御覧ください。上から3つ目の項目でございます。

理解が定着していない児童については、前学年の単元をデジタルドリル等を活用して復習するなど、調査結果に基づいた個別指導を充実させる必要があります。

上から4つ目の項目でございます。領域として「書くこと」や「聞くこと」などにおいて課題のある児童が、日本語の習熟に課題のある場合などもあり、各校では適切に対応を進められるようにする必要があると捉えております。

その下、次に算数です。

同じく真ん中のデータを御覧いただき、観点別正答率においては、全学年で全国の数値を上回っております。基礎と応用と分けた際も、同様の結果となっております。

特筆すべき単元及び問題について分析した結果、全体の重さを求める記述式の問題において、全国の数値を18.8ポイント上回っています。この結果は、各校では日頃からICT機器の利活用とともに、実物に触れたり、操作したりしながら学ぶ機会も大切にした指導が進められており、問題場면을具体的にイメージして式に表すことができたというふうに考えられております。

今後に向けてでございます。算数も国語同様になりますが、理解が定着していない児童については、前学年の分野や単元などをデジタルドリルを活用して復習するなど、調査結果に基づいた個別指導を充実させる必要があるというふうに捉えております。

1枚おめくりいただきまして、次に中学校の結果についてでございます。

こちら、全体表の5、6、教科総合偏差値と正答率と目標値を御覧ください。

全体表5、6を見ると、全ての学年で国語と数学と英語、それから第2、第3学年の社会では、教科総合偏差値は50を上回りました。これまで低迷しておりました社会科では、2学年で総合偏差値50を上回ったというような状況となりました。

第1学年の社会、それから理科については、全学年で下回るという結果になりました。正答率も同様の状況となっております。

中学校も2教科のみ、結果を説明します。

初めに、英語です。真ん中辺りを御覧ください。

こちらのデータ、先ほど説明のとおり、観点別正答率においては、全学年で全国の数値を上回っています。問題の傾向を基礎・応用と分けた場合にも、全ての学年で全国の数値を上回っています。

特筆すべき単元及び問題について分析した結果、英語では会話文から会話の内容に合うように英作文する問題では、全国の数値を20.9ポイント上回っています。各校では、日頃から話すことにも力を入れているだけでなく、英作文の基礎となる語句や文法等についても丁寧な指導がなされている結果だと思われます。

一番右端、改善策例として、「書くこと」や「聞くこと」などの領域別でも全国の数値を上回りましたが、個別の問題を分析すると、「語順整理」の問題で一部課題が見られました。英語に苦手を感じている生徒は、特に文節や文の流れについて課題を感じている場合も多く、習熟度別指導を生かし、個別の継続的な指導が必要と捉えております。

次に、1つ飛ばしていただいて、理科です。

観点別正答率においては、こちら第3学年の思考・判断・表現以外は、全国の数値を下回っています。基礎と応用と分けた際も、第3学年の応用以外は、全国の数値を下回っている状況でございます。

特筆すべき単元及び問題について分析した結果、鉄粉と活性炭を混ぜたものに食塩水を混ぜて温度上昇が見られた化学変化について答える問題では、全国の数値を13.9ポイント下回っています。各校では、十分な観察、実験の時間や探求する時間を設定することが課題であり、自然の事物・現象について正しく理解すること、実験の名称や内容、関連する用語についても明確に指導する必要があると捉えております。

改善策としては、領域別では、特に「化学変化」について全国の数値を大きく下回ってい

る状況でございます。ICT機器を活用し、観察・実験の結果の分析と考察を行う授業の展開が必要というふうに捉えております。生徒が自然の事物・現象により興味・関心を持てるような授業づくりの工夫が必要と考えております。

最後に、1枚目に戻っていただきまして、小・中学校共通の改善策を御覧ください。

1つ目は、下位層の割合が高い学年については、習熟度別指導に加えて家庭学習の定着や、学習の基本である読書活動の充実に取り組むなど、下位層の底上げを図ります。

2つ目は、本結果を様々な視点から分析し、各校で学力向上のための重点プランを作成して授業改善を図り、組織的に具体的な方策を練り、実践します。

こちら、学力向上のための重点プランは、年に複数回作成している状況でございます。

3つ目は、本調査で明らかになった課題をタブレット端末により個別にデータで分析します。調査結果とデジタルドリルをひもづけして、教員間で情報共有を行い、個別指導に生かしていきます。

最後、4点目は、家庭学習においては、個々の課題に応じた課題や習熟度の状況に応じた課題を示し、個別最適化した学びの充実を図ります。また、デジタルドリルとの連携を図り、個別の苦手な教科の克服に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上で報告を終わります。

○**教育長** 説明が終わりました。報告1について、御意見、御質問のある方は、お願いをいたします。

○**星野委員** まず小学校ですが、特筆すべき問題の算数の例題について、文章問題どおり式を立てると、 0.2 プラス 0.32 掛ける 12 イコールというのが式になると思うのですが、もしかしたら計算間違いする可能性があると思います。足し算を先に計算して間違えてしまう可能性は、どれほどあるのかというのが1つです。また、中学校の理科ですが、実験は実験であって、ICTを使うより、実物を使って実験を行うことが大事だと思います。少なくとも私たちの時代は、実際にやることによって頭に入るといった感覚でやっていましたので、ここでICTを活用することを考えるのではなく、実物本位でやるのが本筋かなと考えます。時間の問題もあると思うのですが。

以上です。

○**教育指導課長** まず、小学校の算数の問題についてです。こちらは、算数、数学の定義や法則の指導はしっかり行っているところです。基本的なところはしっかり徹底をして解答できるように授業を進めているところでございます。

そこで、実際に誤答の詳しい中身については把握できていないのですが、定義や法則といった基礎基本は今後もしっかり指導してまいりたいと考えております。

次に、中学校の理科についてですが、今お話しいただいたように、鉄粉と活性炭を混ぜるというのは、カイロの原理です。活性炭というのは黒いカイロの原理で、少々擦ると温まって温度が上がるという化学反応を起こしている内容です。発熱反応といい、ゆっくり温まるところで、もっと早く温めたいときに、食塩水をかけると温まり方が早くなるという内容の問題です。これは、教科書を見ると全く同じような実験方法の記載がありました。ただ、本当に読んだだけで終わる授業が多く、実際にその実験の活性炭や鉄粉、温度計を用意して、食塩水を入れて急に温度が上がる様子、実際に混ぜただけでも温度は上がるのですが、それ以上に食塩水を入れると温度が上がるという実体験をもとに、実際これはカイロの原理なんだと話をすると、子どもたちはより実感が湧いて、この問題は比較的解ける問題であると考えております。

そういった意味でも、全ての教科書は単元において観察・実験が基本となっております。まず、この実験・観察をするには仮説をしっかり立てて、実験・観察をして、その結果を考察・分析をしてまとめるという、科学的思考の手順を踏んだ授業を進めていくことがすごく大事であり、それが子どもたちが実感をして生活に生かせるような授業内容だと認識しております。

理科の授業において、観察・実験を用いた授業の展開が足りてはいることが課題であると捉えております。これは、長く課題となっている問題でありますので、今後も学校訪問等で指導した際に、あるいは校園長会でも指導していきたいと考えております。

○教育長 よろしいですか。

○的場委員 私も星野委員のご意見に同感です。授業の単元に合わせてＩＣＴ機器を使うべきか実物教育を行うのか、授業の進め方をきちんと検討していただきたいと思います。また、先日小学校訪問をした際に、理科の授業でタブレット端末で植物の写真を撮って、それを描く時間がございました。その時、撮った写真の絵を描くのではなく、実物を見ながら描いた方が良いと提案をさせていただきました。やはり、理科というのは実際の実験や観察が非常に大事になってくると考えておりまして、それが学力にも繋がってくると思います。是非授業の内容や進め方などを検討していただければと思います。以上でございます。

○教育指導課長 まさに今御質問があった内容が授業改善というところであり、各学校、様々な工夫をしているところでございます。また、各教科において、小学校、中学校で研究会も

行っております。そういったものも通して、今お話しいただいた日常生活に活かせる授業の展開内容や、ICTがいかに効果的に使えるものなのかといったところもしっかり研究をしてまいりたいと考えております。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、私からよろしいでしょうか。社会が去年と比べてどの学年も約1ポイント偏差値が上がったということで、社会科の先生方は頑張ったということなののでしょうか。教えていただければと思います。

○教育指導課長 昨年は1学年だけでしたが、今年は2学年で正答率、平均正答率が上がりました。今おっしゃっていただいたように、授業改善が活きたと捉えております。特に、思考・判断・表現力といった課題に応じた授業を、まず課題を発見してそれを解決するような授業というような工夫された授業がなされていますので、まさに授業改善が活きた、社会科の結果になっていると捉えております。

○教育長 それでは、ほかの教科についても御指導していただければと思います。

1点、素朴な質問になるかもしれませんが、中学英語の2年生のこの目標値の考えなのですが、ほかの教科は学年で大きくばらつきがないのですが、英語だけは2年生が38.4で、1年と3年が55から57というところで、2年生だけ何か難しい問題になっちゃったのかなと思ったのですが、目標値がこういうのが望ましいとか、問題をつくってから目標値が設定されるのでやむを得ないとか、何か考え方があったら教えていただければと思います。

○教育指導課長 こちらの目標値は、業者が設定しております。問題を作成した上で、実際にその学習指導要領の中もしっかり含めて、この問題が難易度が高いのか低いのかといったときに、今学習している学習指導要領に基づいてやっている学習内容から基づくと、少し難易度が高いのではないかという業者の認識で、この目標値になっていると捉えております。

○教育長 どの辺に目標値を設定するのが望ましいのか、もし先生方の中であったりするのであれば、できるかどうか分かりませんが、参考に後で教えていただければと思います。ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

○星野委員 今の教育長の質問に関連していますが、問題を難しくすると、成績の悪い子の成績が落ち、成績の良い子の成績が上がる可能性が出てくると思います。問題をつくる側としてもちゃんとした目標値、平均的な目標値の問題をつくっていただかないと、正確な数字が出ないと思いますので、考えていただきたいです。

○教育指導課長 後日、業者との打合せが設けられますので、そのあたりに今回今いただいた御質問等にも、こちらのほうから伺っていきたいと考えております。

○教育長 よろしく願いいたします。

ほかによろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

◆ 報告 2 その他

○教育長 次に、報告 2、その他ですが、事務局から報告事項がありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後 2 時 5 4 分閉会